

U15 カテゴリー登録選手の移籍について

チーム移籍についてはU15 カテゴリーに登録したすべての選手に年度内に1回のみ（新年度のチーム登録は移籍の規定回数に含まれない）となります。以下に移籍手続きの流れをお示ししますのでそれに沿って手続きを行ってください。U15 登録選手の移籍については以下のJBA発表の通りとします。

【JBA発表内容】

①U15 カテゴリー登録運用細則／移籍運用細則

http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_U15registration_20190301.pdf

②U15 カテゴリー移籍手続きガイドライン（2021. 6. 1）

http://u15.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/2021/06/JBA_U15_Transfers-guide_20210601.pdf

③U15 カテゴリー移籍申請書

(PDF) http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_U15_TransfersConsentForm.pdf

(EXCEL) http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_U15_TransfersConsentForm.xlsx

【移籍手続きが必要なケース】

①移籍手続きが必要なケース

例1：県総体までは中学校Aで登録し、県総体終了後クラブBに移籍し登録する場合。

例2：6月まではクラブAで登録し、7月からはクラブBに所属し登録する場合。

例3：5月まではクラブAで登録。数ヶ月間どこにも所属せず、8月にクラブBに所属し登録する場合。

例4：10月までは中学校Aで登録。転校し中学校Bに所属し登録する場合。

②移籍手続きが不要なケース

例1：前年度3月末まではクラブAに所属。新年度4月になりクラブBに所属する場合。（年度が切り替わっているため）

例2：前年度3月末まではクラブAに所属。新年度になり、数ヶ月間どのクラブにも所属していない（登録料を払っていない）。数ヶ月後にクラブBに所属し登録する場合。

【移籍手続きの流れ】

- ① 移籍先の顧問（責任者）に選手・保護者より移籍願を申し出る。
- ② 移籍先のチームは移籍申請書を記入する。
- ③ 移籍元のチームは移籍申請書を記入する。

- ④ 双方が記入した移籍申請書を移籍先のチームまたは選手・保護者が栃木県バスケットボール協会事務局に郵送または手渡しで原本を事務局に提出（メール・FAXでの申請は不可）
- ⑤ 栃木県バスケットボール協会が内容を確認し、承認の決済を行う。
- ⑥ 県協会が承認後、移籍申請書の競技者情報の欄に記載のメールアドレスに結果を通知。
※ メール受信したら確実に受信できているかの確認のため、必ず所定の返信をお願いします（回答例：メール受信しました・生徒名：栃木太郎）
- ⑦ 承認された場合、選手・保護者は移籍先と移籍元の顧問（責任者）に結果を伝達する。
- ⑧ 承認された場合、移籍先の顧問（責任者）は速やかに Team JBA で移籍登録の手続きをする。
※ 栃木県バスケットボール協会に承認されるまで Team JBA 上での移籍手続きは禁止とする
- ⑨ 移籍元のチームは Team JBA で移籍承認の手続きをする。 →移籍手続き完了

【重要】

11月に開催予定の全国U15バスケットボール選手権大会栃木県予選会に出場希望の選手は④を8月20日までに提出（必着）すること。

また上記の⑨までの移籍手続きを8月31日までに全て終了すること。但し、同一年度での予選会出場は1回限りとし、複数の都道府県で出場することはできない。

移籍手続き自体はいつでも可能です。但し、8月31日以降は全国U15バスケットボール選手権大会栃木県予選会には出場はできません。

以上が移籍に関する手続きの流れとなります。

（一社） 栃木県バスケットボール協会 U15 カテゴリー一部会

2021.4.1